

特定有害物質取扱い状況等報告書

年 月 日

町田市長様

住所

氏名

郵便番号()電話番号()

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第 116 条（注 1）に係る工場・指定作業場の設置時から現在までの特定有害物質の取扱い状況を報告します（注 2）。

指定作業場・ 工場の名称		業種			
所在地		作業内容			
報告者 (該当するものにレ点)	<input type="checkbox"/> 工場又は指定作業場の設置者（承継者を含む） <input type="checkbox"/> 工場又は指定作業場の設置者から土地の返還若しくは譲渡を受けた者				
設置等年月日	年 月 日 設置（ 年 月 日 承継） 年 月 日 除却・廃止 予定 年 月 日 返還・譲渡				
No.	有害物質	取り扱いの有無	No.	有害物質	取り扱いの有無
1	カドミウム及びその化合物	有 無	13	四塩化炭素（別名の例：テトラクロロメタン）	有 無
2	シアン化合物	有 無	14	1,2-ジクロロエタン	有 無
3	有機りん化合物 パラチオン	有 無	15	1,1-ジクロロエチレン	有 無
	メチルパラチオン	有 無	16	1,2-ジクロロエチレン	有 無
	メチルジメトン	有 無	17	1,1,1-トリクロロエタン	有 無
	EPN	有 無	18	1,1,2-トリクロロエタン	有 無
4	鉛及びその化合物	有 無	19	1,3-ジクロロプロペン	有 無
5	六価クロム化合物	有 無	20	チウラム	有 無
6	砒素及びその化合物	有 無	21	シマジン	有 無
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	有 無	22	チオベンカルブ	有 無
			23	ベンゼン（別名の例：ベンゾール）	有 無
8	アルキル水銀化合物(※)	有 無	24	セレン及びその化合物	有 無
9	ポリ塩化ビフェニル	有 無	25	ほう素及びその化合物	有 無
10	トリクロロエチレン（別名の例：トリクレン）	有 無	26	ふっ素及びその化合物	有 無
11	テトラクロロエチレン（別名の例：パーク）	有 無	27	塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン）	有 無
12	ジクロロメタン（別名の例：塩化メチレン）	有 無	28	1,4-ジオキサン(※)	有 無
備考					

(※)項目 8、28 は条例に定める「特定有害物質」の項目には該当せず、「有害物質」の項目に該当します。

(注1) 条例第116条に関する事項

- イ. 条例第116条の規定により、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者は、当該工場若しくは指定作業場を廃止し又は主要な施設等(※①)を除却(※②)しようとするときは、汚染状況調査を実施し、その結果を市に報告する必要があります。さらに、土壤汚染があった場合は、土壤地下水汚染対策計画書を作成し、土壤汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

※① 「主要な施設」とは、工場又は指定作業場に存在する施設のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壤汚染を引き起こされたおそれがある施設をいい、施設の規模の大小は問いません。

※② 「除却」とは、当該施設が当該土地から撤去されることをいいます。なお、除却の場合には、当該行為に伴い土壤の掘削が生じる箇所がある場合のみ、調査の対象となります。

- ロ. 条例第116条に係る「特定有害物質の取扱い」とは特定有害物質又はこれを含むものを使用、製造、処理又は保管することをいいます。工場等の敷地内で、工場等の設置者がその事業において取り扱ったことが原則となります。

土壤汚染対策法の有害物質使用特定施設の考え方については使用等が意図的である場合のみを対象としますが、条例では非意図的である場合であっても、不純物として含まれることが広く知られている場合や、処理の過程において特定有害物質が各種法令の排出に係る規制基準以上に含まれることを前提としている場合は、取扱いとして捉えます。

なお、明らかに土壤汚染を引き起こすおそれのない取扱い（密閉容器内での保管のみである場合）又は取扱いの総量が微量であることが明らかである場合については、調査等の対象にはなりません。

- ハ. 塗料、顔料、染料、溶剤、洗浄剤、ハンダ、検査試薬、薬剤、薬品、その他、取り扱う原材料や製品に含まれる有害物質については、製造会社や納入業者からSDS（安全データシート）を取り寄せるなどして確認してください。

- ニ. 有害物質取扱事業者から工場又は指定作業場を承継した者は、有害物質取扱事業者の地位を引き継いだ者であり、有害物質を取り扱わない場合でも有害物質取扱事業者となります。

- ホ. 工場等廃止者又は施設等除却者が汚染状況調査、土壤地下水汚染対策計画書の作成又は土壤汚染の除去等の措置等を行わずに当該工場若しくは指定作業場の土地の返還若しくは譲渡をしたときは、条例第116条第9項の規定により、返還若しくは譲渡を受けた者も、汚染状況調査、土壤地下水汚染対策計画書の作成又は土壤汚染の除去等の措置等を行わなければなりません。

- ヘ. 「工場又は指定作業場の設置者」及び「工場又は指定作業場の設置者から土地の返還若しくは譲渡を受けた者」は、SDS（安全データシート）、作業記録、点検検査記録、事故記録、測定記録、伝票、届出書、許認可書、関係者への聞き取り、社史、文献等により、当該工場又は指定作業場における現在及び過去の特定有害物質の取扱い状況を確認してください。

(注2) 特定有害物質の取扱いがあった場合は 有 を、取扱いが無かった場合は 無 を○で囲んでください。